

- ⑩ 停止時原子炉水位低下（前同号イ(8)）
- ⑪ 燃料プール水位低下（前同号イ(10)）
- ⑫ 中央制御室使用不能（前同号イ(11)）
- ⑬ 原子炉外臨界蓋然性（前同条2号）

などである。

イ 本件事故当時の原災法令下での15条報告対象事例

- ① 敷地境界放射線量異常上昇（法15条1項1号、政令6条3項）
- ② 放射性物質通常経路異常放出（政令6条4項1号、規則19条）
- ③ 火災爆発等による放射性物質異常放出（政令同条同項2号）
- ④ 原子炉外臨界（政令前同項3号）
- ⑤ 原子炉停止機能喪失（規則21条1号イ）
- ⑥ 非常用炉心冷却装置注水不能（前同号ロ）
- ⑦ 格納容器圧力異常上昇（前同号ハ）
- ⑧ 圧力抑制機能喪失（前同号ニ）
- ⑨ 原子炉冷却機能喪失（前同号ホ）
- ⑩ 直流電源喪失（全喪失）（前同号ヘ）
- ⑪ 炉心溶融（前同号ト）
- ⑫ 停止時原子炉水位異常低下（前同号チ）
- ⑬ 中央制御室等使用不能（前同号ヌ）

などである。

ウ これらの通報対象事象の特定に関しては、前記のように、原災法令立案担当者と原子力事業者等との協議を経て、確定していったものであり、基準となる数値等については、原子力事業者の見解も踏まえて定められたと評価できる。例えば、「敷地境界放射線量上昇」については、10条対象では $5\mu\text{Sv/h}$ 超、15条対象では $500\mu\text{Sv/h}$ 超である。また、「格納容器圧力異常上昇」とは、当該格納容器の設計上の最高使用圧力（福島第一原発の1号機から3号機では $0.427\text{MPa}$ である。）を超えた場合である。このように、通報の基準は、明確に定められているものもあるが、「炉心溶融」の部分については、「原子炉容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の温度を検知すること」としか規定されておらず、法令上基準が明示されていない。

立案段階の検討の経緯を見てみると、表現を「炉心溶融」と規定するか、あるいは「著しい炉心損傷」と規定すべきかなども検討されたこともあったようであるが、各原子力事業者が利用している原子炉の型式などの違いから、統一的な基準を定めることを諦め、各原子力事業者において、使用している原子炉毎に個別の基準を定めることとなったようである。

もちろん、立案当局も、各原子力事業者が自由に定めることを容認したものではなく、当時、東電は、炉心損傷割合5%をもって「炉心溶融」の判定基準とすることとし、その基準を立案当局にも報告していたと認められる。

したがって、そのような立案段階からの経緯に鑑みると、原子炉格納容器内の $\gamma$ 線線量率の測定の結果、炉心損傷割合が5%を超えた場合には、原災法令の下では、通報基準としての「炉心溶融」に該当するものとして取り扱われる